

議案第9号

里庄町障害者計画等策定委員会設置条例の制定について

里庄町障害者計画等策定委員会設置条例を別紙のとおり定める。

平成27年3月4日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

障害者基本法（昭和45年法律第84号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する計画策定を行うために設置する里庄町障害者計画等策定委員会に必要な事項について、条例で定める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町障害者計画等策定委員会設置条例

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する障害福祉計画（以下これらを「障害者計画等」という。）の策定及び推進に関し必要な事項を調査審議するため、里庄町障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 障害者計画等の策定に関すること。
- (2) 障害者計画等の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、障害者計画等の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から計画策定に係る審議が終了するまでとする。ただし、委員がその職を退いたときは、その後任者が引き継ぐものとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。ただし、委嘱後の最初の委員会は、町長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

(委員の報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年里庄町条例第16号）の規定により支給する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉課において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。